# 2013年3月の水生委員会報告書に対する日本のコメント(仮訳)

水生コード改正案にコメントを提供する機会を与えてくれたことに感謝します。

# 第 X.X 章 特定病原体に対する水生動物の感受性を決定するための基準

# 総論コメント

感受性種は、動物衛生措置の決定や適切な貿易の実施に当たって最も重要な疾病情報のひとつである。日本は病原体毎の種の感受性を決定するための基準を作成することは基本的に支持することとし、以下の通り、検討されるべきことをコメントする。

### 個別コメント

1. 可能性のある感受性種

第 X.X.2 条の 2 段落目の記載については意見を保留する。また、アドホックグループは、明確な感受性種のみが水生コードに記載されることを提言したことを留意すべき (2012 年 3 月の水生委員会報告、別添 23)。

水生委員会の見解がアドホックグループと同じであるならば、第 X.X.2 条の 2 段落 目は適切に修正されるべき。なぜなら、可能性のある感受性種をマニュアルの 2.2.1 項に含むことは、それらもまたコードの疾病管理措置の範囲内に含まれるため。

また、OIE は、アドホックグループの報告に記載された全ての病原体に対し、リファレンスラボラトリーの専門家を中心に、その妥当性を確認するための事例集を完成させる必要があると考える。日本からは、別途、KHVに対する金魚の感受性に関する学術論文を提供する(湯浅ら(2013年):金魚はKHVDの感受性宿主ではない;魚病学会、48(2)、52-55)。

第 X.X.4.条 ステージ1:感染伝達のための基準
第 X.X.8.条 感受性種の分類学的関係

第X.X.4.条

ステージ1: 感染伝達の基準

証拠は伝播の方法で分類すべき。

i)自然発生、ii)非侵襲的実験手順、iii)侵襲的実験手順

<u>生息水温と同様の適切な環境条件の下、</u>疾病が伝播するための自然経路と類似した 実験手順(注射、感染負荷、宿主ストレス)かどうかを考慮すべき。

# 第 X.X.8.条

#### 感受性種の分類学的関係

属よりも高いレベルでの分類学的関係の基準に基づいて、可能性のある感受性種として定義する場合は、その病原体が広範囲の宿主域をもつという確かな証拠が必要。広範囲の宿主域をもつ病原体については、既知の感受性種との分類学的関係から、感受性があるとみなされてきたかもしれない。少なくとも2種以上の感受性種が同属に存在し、感染への抵抗性がある旨の確かな証拠がない場合、その種は"可能性のある"感受性種として分類できる。

抵抗性の証拠は以下を含む。

- 1) 病原体が存在し、感受性種に対して病気を引き起こす自然条件下で動物が病原体にさらされた時、適切な試験により感染の証拠がないことが明らかになる。
- 2) <u>生息水温と同様の適切な環境条件において、</u>管理された感染試験のもと、自然 経路により動物が病原体にさらされた時、適切な試験により感染の証拠がないこと が明らかになる。

# 【理由】

生息水温は、感染性及び疾病発生に影響を与える重要な要素である。第 X.X.8 条については、適水温の範囲は種によって異なり、同属の全ての種が同じ水温域に生息しているわけではない。

3. 第 X.X.6.条 ステージ 3: 感染を決定するための基準

#### 用語集

### 感染

宿主の中で病原体が増殖又は成長や潜伏の存在を意味する。この用語は宿主に存在する寄生虫の侵入も含むものと理解されている。本基準を満たす証拠がない場合、 第X.X章 (第X.X.6条) に記載された間接的な基準のうち2つを満たすこともまた、 感染とみなすことができる。

### 【理由】

本案が採択される際、水生コードにおいて整合性を確保するため、用語集の定義を修正すべき。